

令和8年2月2日  
府中市長 高野 律雄

## 公募型プロポーザル方式による提案書募集に関する公表

のことについて、次のとおり提案書を募集します。

### 1 業務概要

#### (1) 件名

令和8年度府中市地域公共交通計画推進支援委託（以下「本業務」という。）

#### (2) 業務内容

本業務は、府中市地域公共交通計画の基本的な方針「誰もが自由に移動ができる まちづくりと連携した 持続可能な地域公共交通」を実現するため、深刻化する乗務員不足などの課題に対応し、各施策を具体化するための調査検討を行うものである。

本業務では、地域公共交通計画の中間評価等の進捗管理、地域公共交通ネットワーク再編に関する調査を実施する。

#### (3) 履行期間

令和8年4月13日から令和9年3月31日まで

### 2 提案上限額

20,141,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※令和8年度予算が議決された場合に締結するものであり、議決が得られない場合には契約しないこととし、市はその責任を負わないこととする。

### 3 参加資格要件

#### (1) 企業の業務実績

地方公共団体の発注する地域公共交通計画の策定又は既存公共交通の再編など、地域公共交通に係る計画調査業務（以下、「同種業務」という。）を過去5年間において、3件以上受託した実績があること。

#### (2) 配置予定管理技術者の資格等

次に掲げる基準を満たす管理技術者を本業務に配置できること。

ア 以下のいずれかの資格を有する者

- ・技術士 総合技術管理部門（建設）
- ・技術士 建設部門（都市及び地方計画／交通工学／道路）
- ・その他上記と同等と認められる資格

イ (1)企業の業務実績で示した同種業務の実績を3件以上有すること。

また、配置予定の照査技術者についても、管理技術者と同等の資格を有すること。

(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)または民事再生法(平成11年法律第225号)に基

づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加するに支障がないと認められる者は、この限りではない。

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の規定による暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他を含め使用していない者であること。  
また、法人の役員又は使用人が、暴力団又は暴力団員等との関与があると認められないこと。
- (6) 府中市業者指名停止基準による指名停止措置期間中の者でないこと。
- (7) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (8) 提出した書類の記載事項に虚偽がないこと。

#### 4 募集及び選定方法

本業務に係る事業者の選定方法は、公募型プロポーザル方式とする。

なお、事業者名や選定経過等は、府中市プロポーザル方式ガイドラインに沿って公表する。

##### (1) 一次審査

参加申込者から提出された参加申込書類に基づき審査及び評価を行い、上位4事業者程度を一次審査通過者として選定する。

##### (2) 二次審査

一次審査を通過した事業者から提出された提案書及び必要に応じて実施するプレゼンテーションに基づき審査及び評価を行い、1事業者を受託候補者として選定する。

## 5 実施スケジュール

下記の期間等は休日を除くものとする。

項目	日 程
募集概要の公表	令和8年2月2日（月）
募集要項等に関する質問の受付	令和8年2月2日（月）から 令和8年2月6日（金）午後5時まで
質問回答（電子メール）	令和8年2月10日（火）
参加申込に係る書類の提出期間	令和8年2月2日（月）から 令和8年2月16日（月）午後5時まで
一次審査（書類審査）結果通知 提案書に係る書類の提出依頼	令和8年3月3日（火）
提案書に関する質問の受付	令和8年3月4日（水）から 令和8年3月10日（火）午後5時まで
質問回答（電子メール）	令和8年3月12日（木）
提案書に係る書類の提出期間	令和8年3月4日（水）から 令和8年3月17日（火）午後5時まで
二次審査（必要に応じて実施） (プレゼンテーション及びヒアリング)	令和8年3月24日（火）または 令和8年3月25日（水）を予定
二次審査結果通知	令和8年3月下旬（予定）
受注者の公表	令和8年4月上旬（予定）

募集要項及び仕様書（案）は、以下のとおり配布する。

- (1) 配付期間 令和8年2月2日（月）から令和8年2月10日（火）  
月曜日から金曜日の午前8時半から午後5時（祝日を除く）
- (2) 配付方法 都市整備部計画課
- (3) 配付方法 計画課窓口（府中市寿町1丁目5番地 府中駅北第2庁舎7階）にて直接配付

## 6 提出書類等

### (1) 提出先

東京都府中市寿町1丁目5番地  
府中市都市整備部計画課（府中駅北第2庁舎7階）  
電話 042-335-4325

### (2) 提出方法

事前に電話連絡のうえ、提出先に持参すること。  
また、メールでの電子データ提出も併せて実施すること。  
提出先：[tosikei03@city.fuchu.tokyo.jp](mailto:tosikei03@city.fuchu.tokyo.jp)

また、提出時に質問への回答送付及び問合せなどの連絡先情報を提出すること。

### (3) 提出期限

ア 参加申込書類（※(4)アの書類）  
令和8年2月16日（月）午後5時まで（必着）

イ 提案書及び見積書（※(4)イの書類）

令和8年3月17日（火）午後5時まで（必着）

(4) 提出書類

ア 参加申込書類（正本各1部・副本各3部）

(ア) 参加申込書

募集要項とともに配布する様式3-1を用いること。

(イ) 事業者の概要（会社概要など）

会社概要などに次に掲げる項目の記載がない場合は、任意の様式により資料を作成すること。

- a 経営規模（資本金、売上高等）
- b 業務遂行力（担当者の資格・配置、支援体制等）
- c 履行保証力（自己資本比率等）
- d 瑕疵担保力（損害賠償保険の加入等）
- e 技術・運営能力（他自治体等における同種、類似業務の実績一覧）
- f 倫理観（ISO14001の取得状況等社会的貢献度）

(ウ) 添付書類

添付書類	留意事項
①財務諸表 (貸借対照表、損益計算書)	直前決算のものであること。
②登記簿謄本	履歴事項全部証明書で、発行後3か月以内のものであること。
③法人事業税及び法人住民税の納税証明書	直前のものであること。法人住民税の納税証明書については、原則として当該法人の本店又は主なる支店が所在する区市町村の納税証明書とし、府中市に納税義務がある場合は、府中市の納税証明書も添付すること。
④法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書	直前のものであること。
⑤業務実績【任意様式】	地方公共団体の発注する地域公共交通計画の策定又は既存公共交通の再編など、地域公共交通に係る計画調査業務について、過去5年間において受託した実績を3件以上取り上げ、1件について業務概要を記載し、全件について契約内容及び業務内容が確認できる書類（契約書の写し、仕様書等）を添付すること。

※上記①～④については、府中市契約事務規則第35条に規定する資格審査登録名簿に登録がある事業者の場合、提出は不要とする。

イ 提案書及び見積書（正本1部、副本7部）

(ア) 提案書

提案書は、表紙、目次などを含めA4サイズ20ページ以内とし、募集要項及び仕様書（案）に掲げる項目を含めて作成し、A4判用紙に両面印刷のうえ簡易製本したものを提出すること。A3判を使用する場合は、両面印刷の場合A4判4ページを使用したものとみなす。

なお、正本には社名を記載し、副本は社名など提案者が特定できるおそれのある内容は記載しないこと。

また、提案書は、印刷物のほかメールなどにより電子データ（P D F ファイル等）一式を提出すること。

(イ) 見積書

見積書には、本業務に係る一切の経費を含めたものとし、算出根拠を示した内訳書を添付すること。

また、見積書は、印刷物のほかメールなどにより電子データ（P D F ファイル等）一式を提出すること。

## 7 質問の受付及び回答

提案書等の提出書類に係る質問の受付及び回答について次のとおり行う。

(1) 受付期間及び回答日

ア 参加申込書類提出時

(ア) 質問受付期間

令和8年2月2日（月）から2月6日（金）午後5時まで

(イ) 回答

令和8年2月10日（火）

イ 提案書及び見積書提出時

(ア) 質問受付期間

令和8年3月4日（水）から3月10日（火）午後5時まで

(イ) 回答

令和8年3月12日（木）

(2) 質問方法

質問受付期間内に所定の質問書（様式3－5）を用い、問い合わせ先のメールアドレス（[tosikei03@city.fuchu.tokyo.jp](mailto:tosikei03@city.fuchu.tokyo.jp)）に、電子メールで提出すること。

また、電子メールを送信した際は、必ず電話により着信の確認連絡を行うこと。

なお、電子メール以外での質問は受け付けないこととする。

(3) 回答方法

質問元の事業者に対して、個別に電子メールにて回答を送信する。また、全ての質問に対する回答一覧をホームページに公開する。その際は、質問元の事業者名等は公表しないこととする。

## 8 受注候補者の選定

### (1) 一次審査

参加申込者から提出された参加申込書類に基づき審査及び評価を行い、上位4事業者程度を一次審査通過者として選定する。その際の評価基準は、次表のとおりとする。

評価項目	評価指標	評価基準
経営規模	資本金、売上高等	・経営規模は適当か
業務遂行力	技術者・有資格者数、配置、支援体制など	・業務遂行体制は妥当か ・技術士等の有資格者を配置しているか
履行保証力	自己資本比率等	・履行保証面の懸念がないか
瑕疵担保力	損害賠償保険の加入等	・瑕疵に対する責任をとれるか
技術・運営力	他自治体における同種・類似業務の実績等（過去5年間）	・当該業務に対する知識・経験・運営能力を有するか
倫理観	ISO14001の取得状況等	・企業理念、事業内容、社会貢献の内容が健全か

### (2) 二次審査

一次審査通過者の提案書の審査（必要に応じてプレゼンテーション）及び評価を行い、最も合計点数が高い1事業者を受注候補者として選定する。その際の評価基準は、次表のとおりとする。

評価項目	提案項目名	評価の視点
業務遂行力	① 実施体制	・本業務を適切に遂行するため、管理技術者、照査技術者、担当技術者を十分に配置しているか。 ・問い合わせ等に迅速に対応できる体制は組まれているか。
	② 経歴・実績	・主担当者が本業務に必要な知識や業務遂行能力を十分に有しているか。
	③ 業務実績	・他の地方公共団体における同種・類似業務の実績を十分有しているか。
企画提案力	④ 業務に対する考え方	・本市の現状を踏まえ、上位関連計画等における施策・事業等を十分に理解しているか。
	⑤ 実施手順	・業務の実施手順が妥当であるか。 ・工程表は実現性が高いものか。
	⑥ 業務内容	・本市の地域特性や課題を的確に把握・整理した提案がなされているか。 ・方針策定に係る検討方法が適切であるか。 ・本業務に関する国の動向などを的確に捉えているか。
	⑦ 独自提案等	・仕様書等に定めるものに加え、方針策定や施策立案において独自の効果的な提案等があるか。
コスト	⑧ 見積書	・本業務の提案内容に対する参考見積額は妥当であるか。

資料・プレゼンテーション	⑨資料調整	・わかりやすい資料を作成しているか。
	⑩説得力・協調性	・業務に取り組む意欲、積極性が感じられ、根拠や知識の裏付けなどにより説得力があるか。 ・質疑応答への対応は的確であったか。

プレゼンテーションを実施する場合については、原則として提案書に記載した実施体制における管理技術者及び主たる業務担当予定者（1事業者あたり3名以内）が出席し、提案説明および質疑への回答を行うこととする。説明の際は、提案者が特定されないよう留意すること。

提出書類に記載されている内容以外の事項についてプレゼンテーションを行うことはできないこととする。プレゼンテーションの時間は説明及び質疑含めて30分程度とし、説明の際にパソコンを使用し資料を投影する場合は、各自パソコンを持参すること。プロジェクター及びスクリーンは市で用意することとする。

### (3) 選定結果等の通知

選定の結果は、全員に通知することとする。一次審査により参加者として非選定となった者及び二次審査により提案書不採用となった者に対しては、非選定または不採用であること及びその理由を書面により通知する。

なお、非選定または提案書不採用の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（府中市の休日に関する条例第1条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、書面により、非選定または提案書不採用の理由についての説明を求めることができる。

非選定または提案書不採用の理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる日の最終日の翌日から起算して10日以内（休日を含まない。）に、書面により回答する。

### (4) 受注候補者との協議

受注候補者は、本業務の仕様、内容等について、本市と協議を行う必要がある。両者の協議が整わなかった場合又は提出書類の虚偽等により受注候補者が失格となった場合は、下位の提案者の順位を繰り上げて、次順位の提案者と協議を行うものとする。

## 9 その他

- (1) 参加申込書類及び提案書等の提出書類を期限までに提出されなかった場合には、いかなる場合であっても本件プロポーザルに参加することはできない。
- (2) 提出期限後における提出書類の差替え及び再提出は認めない。
- (3) 参加に係る経費は、参加者の負担とする。
- (4) 本業務に係る提出書類は返却しない。
- (5) 提出書類は、受注候補者の選定に関する目的以外に使用しない。
- (6) 本業務に係る提出書類に虚偽の記載をした場合には、当該書類を無効とし、指名停止措置を行う場合がある。
- (7) 電子メール等の通信事故について、本市はいかなる責任も負わない。
- (8) 本業務の受注候補者に選定されたことをもって、提案したすべての内容の契約を保証するものではない。
- (9) 本件委託契約の相手方については、詳細の協議を行い、両者の合意形成がなされた後に本市の内部手続を経て決定する。したがって、受注候補者内定通知をもって本件委託契約の相手方たる地位

を約束するものではないことに留意すること。

なお、協議が合意に至らなかった場合には、次順位の提案者と協議を行うものとする。

- (10) 本業務の契約締結後、業務概要・選定事業者名・契約期間・契約金額・選定経過等について、市ホームページ等において公表する。
- (11) 提出された資料について、府中市情報公開条例に基づく公文書開示請求があった場合は、原則開示する。特に、採用された事業者の資料については、市としてその内容を対外的に説明する必要があるため、公知とはいえない事業者独自のノウハウで、公開することで事業優位性が損なわれる情報等の不開示情報を除き、原則開示するので、その旨を了承のうえ、資料を作成し、提出すること。

## 10 問合せ先

〒183-0056 府中市寿町1丁目5番地（府中駅北第2庁舎7階）

府中市都市整備部計画課交通企画担当 担当：荒井、山下部

電話 042-335-4325（直通）

E-mail [tosikei03@city.fuchu.tokyo.jp](mailto:tosikei03@city.fuchu.tokyo.jp)